

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	住友重機械工業株式会社	コード	6302
提出日	2023/2/24	異動(予定)日	2023/3/30
独立役員届出書の提出理由	2023年3月30日開催予定の定時株主総会において、新たに社外取締役として森田純恵氏を選任し、独立役員として指定する予定であるため。		
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)		

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	高橋進	社外取締役	○															○		有
2	小島秀雄	社外取締役	○															○		有
3	濱地昭男	社外取締役	○															○		有
4	森田純恵	社外取締役	○															○	新任	有
5	中村雅一	社外監査役	○															○		有
6	穂高弥生子	社外監査役	○															○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	高橋氏は経済及び経営についての高い識見を有するとともに、民間企業及び政府機関の双方において幅広い実務経験を有しており、社外取締役として当社の持続的成長と企業価値向上のための助言と客観的かつ独立した立場で当社経営に対する監督を行っております。また同氏は、当社の経営陣との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、同氏を独立役員に指定しました。
2	該当なし	小島秀雄氏は、公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、その豊富な経験と高い識見に基づき、社外取締役として当社の持続的成長と企業価値向上のための助言と客観的かつ独立した立場で当社経営に対する監督を行っております。また同氏は、当社の経営陣との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、同氏を独立役員に指定しました。
3	該当なし	濱地昭男氏は、経営者としての長年の実務経験を有し、企業経営に精通しており、その豊富な経験と高い識見に基づき、社外取締役として当社の持続的成長と企業価値向上のための助言と客観的かつ独立した立場で当社経営に対する監督を行っております。また同氏は、当社の経営陣との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、同氏を独立役員に指定しました。
4	該当なし	森田純恵氏は、情報通信、情報ネットワーク分野の製品開発者として豊富な実務経験を有し、また過去に経営執行役として会社の経営にも関与したことがあり、その豊富な経験と高い識見に基づき、社外取締役として当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と客観的かつ独立した立場で当社経営に対する監督を行っていただけると判断しております。また同氏は、当社の経営陣との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、同氏を独立役員に指定しました。
5	該当なし	中村雅一氏は、公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、また過去に代表取締役として会社の経営にも関与したことがあります。これらの豊富な経験と同氏の高い識見に基づき、社外監査役としての客観的かつ独立した立場で、当社経営に対し実効性のある監督を行っております。また同氏は、当社の経営陣との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、同氏を独立役員に指定しました。
6	穂高弥生子氏と当社との間には、直接の取引関係はありません。また、同氏がパートナー弁護士を務めるBaker & McKenzie法律事務所と当社との間には、当社が同事務所より法令等に関する助言を受ける取引がありますが、過去3事業年度における年間の平均取引金額は200万円未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	穂高弥生子氏は、弁護士として法律に精通しており、特に企業法務に関する豊富な経験と知見を有しており、社外監査役としての客観的かつ独立した立場で、当社経営に対し実効性のある監督を行っております。なお、左記のとおり、同氏の所属する法律事務所と当社との間には取引関係がありますが、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員に指定しました。

## 4. 補足説明

1. 当社は、社外取締役及び社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当社からの独立性を有しているものと判断します。但し、下記⑭は社外監査役についてのみ適用されるものとします。

① 当社グループ(※1)の業務執行者(※2)である者、又は過去において当社グループの業務執行者であった者

② 当社の会計監理人である公認会計士、又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者

③ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者)

④ 直近の事業年度末において、当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主(当該株主が法人その他の団体である場合は、その業務執行者)

⑤ 直近の事業年度末において、当社がその総議決権の10%以上の株式を保有する法人の業務執行者

⑥ 当社の主要な取引先とする者(※4)(その者が法人その他の団体である場合は、その業務執行者)

⑦ 当社の主要な取引先とする者(※5)(その者が法人その他の団体である場合は、その業務執行者)

⑧ 当社の主要な借入先とする者(※6)(当該借入先が法人その他の団体である場合は、当該団体及びその親会社の業務執行者)

⑨ 当社から直近3事業年度の平均で、年間1,000万円超の寄付を受けている者(その者が法人その他の団体である場合は、その業務執行者)

⑩ 上記①乃至⑨に該当する者(※7)を除く)の配偶者又は二親等内の親族

⑪ 過去3年間において、上記①乃至⑨に該当していた者(重要でない者を除く)の配偶者又は二親等内の親族

⑫ 過去3年間において、上記①乃至⑨に該当していた者(重要でない者を除く)の配偶者又は二親等内の親族

⑬ 当社と社外役員との相互就任関係(※8)にある他の会社の業務執行者

⑭ 下記イ又はロに該当する者の配偶者又は二親等内の親族

イ 当社の子会社の非業務執行取締役である者

ロ 過去1年間において上記イ又はロの非業務執行取締役が該当していた者

※1 当社グループとは、当社、当社の子会社及び関係会社をいう。

※2 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者(株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員、社員又は使用人)をいう。

※3 多額の金銭その他の財産とは、直近3事業年度の平均で、i その者が個人の場合には年間1,000万円以上、ii 法人その他の団体の場合には、その者の平均年間連結売上高の2%以上の金銭その他の財産の支払いを受けている場合における当該金銭その他の財産をいう。

※4 当社の主要な取引先とする者とは、直近3事業年度における当社のその者に対する平均年間売上額が、当社の平均年間連結売上高の2%以上である者をいう。

※5 当社の主要な借入先とする者とは、直近3事業年度における当社のその者に対する平均年間支払額が、その者の平均年間連結売上高の2%以上である者をいう。

※6 当社の主要な借入先とする者とは、直近3事業年度における当社の借入金残高の平均が、直近の事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える者をいう。

※7 重要でない者とは、i 業務執行者については、取締役、執行役員及び執行役員以外の者をい、ii コンサルタント関係の要件における専門的アドバイザー・ファーム(監査法人及び法律事務所等)については、社員又はパートナー以外の者(アソシエイト及び従業員)をいう。

※8 社外役員との相互就任関係とは、当社に在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、且つ、当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

2. 当社は、上記1.のいずれかに該当する社外取締役又は社外監査役であっても、その人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役又は独立社外監査役として相応しいと判断する場合には、当該社外取締役又は社外監査役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する理由を対外的に説明することを条件に、独立社外取締役又は独立社外監査役とすることができるものとします。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引先の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~1のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。